(走行装置等)

- **第九条** 自動車の走行装置(空気入ゴムタイヤを除く。)は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして、強度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 2 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして、強度、滑り止めに係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 タイヤ・チエン等は走行装置に確実に取り付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。

(走行装置)

- 第 11 条 自動車の走行装置の強度等に関し、保安基準第 9 条第 1 項の告示で定める基準 は、別添 2 「軽合金製ディスクホィールの技術基準」に定める基準及び次項に掲げる基 準とする。
- 2 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
 - 一 ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップ・ボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの
 - 二 ホィール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの
 - 三 アクスルに損傷があるもの
 - 四 リム又はサイドリングに損傷があるもの
 - 五 サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの
 - 六 車輪に著しい振れがあるもの
 - 七 車輪の回転が円滑でないもの
- 3 自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)の空気入ゴムタイヤの強度、 滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第9条第2項の告示で定める基準は、次の各号 に掲げる基準とする。
 - 一 別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び別添5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準とする。
 - 二 自動車の積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値であるタイヤに加 わる荷重は、当該タイヤの負荷能力以下であること。
- 4 大型特殊自動車及び小型特殊自動車の空気入ゴムタイヤの強度に係る性能等に関し、 保安基準第9条第2項の告示で定める基準は、前項第2号に掲げる基準のほか、次の各 号に掲げる基準とする。

 - 二 タイヤの空気圧が適正であること。

(走行装置)

- 第89条 自動車の走行装置の強度等に関し、保安基準第9条第1項の告示で定める基準 は、次項に掲げる基準とする。
- 2 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
 - 一 ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップ・ボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの
 - 二 ホィール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの
 - 三 アクスルに損傷があるもの
 - 四 リム又はサイドリングに損傷があるもの
 - 五 サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの
 - 六 車輪に著しい振れがあるもの
 - 七 車輪の回転が円滑でないもの
- 3 軽合金製ディスクホィールであって、別添2「軽合金製ディスクホィールの技術基準」 に基づき鋳出し又は刻印によりマークが表示されており、かつ、損傷がないものは、前 項の「堅ろう」とされるものとする。
- 4 自動車の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第9条第 2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 自動車の積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値であるタイヤに加 わる荷重は、当該タイヤの負荷能力以下であること。
 - 二 接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(最高速度 40km/h 未満の自動車、最高速度 40km/h 未満の自動車に牽引される被牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)は、タイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあっては、タイヤの接地部の中心線にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)のいずれの部分においても1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあっては、0.8mm)以上の深さを有すること。この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。

 - 四 タイヤの空気圧が適正であること。

(走行装置)

- 第167条 自動車の走行装置の強度等に関し、保安基準第9条第1項の告示で定める基準 は、次項に掲げる基準とする。
- 2 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
 - 一 ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップ・ボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの
 - 二 ホィール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの
 - 三 アクスルに損傷があるもの
 - 四 リム又はサイドリングに損傷があるもの
 - 五 サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの
 - 六 車輪に著しい振れがあるもの
 - 七 車輪の回転が円滑でないもの
- 3 軽合金製ディスクホィールであって、別添2「軽合金製ディスクホィールの技術基準」 に基づき鋳出し又は刻印によりマークが表示されており、かつ、損傷がないものは、前 項の「堅ろう」とされるものとする。
- 4 自動車の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第9条第 2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 自動車の積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値であるタイヤに加 わる荷重は、当該タイヤの負荷能力以下であること。
 - 二 接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(最高速度 40km/h 未満の自動車、最高速度 40km/h 未満の自動車に牽引される被牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)は、タイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあっては、タイヤの接地部の中心線にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)のいずれの部分においても 1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあっては、0.8mm)以上の深さを有すること。この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。

 - 四 タイヤの空気圧が適正であること。